

(単体・JV発注 事前審査型)

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ総第3号

沖縄都市モノレール電力弱電線路設備工事（運営基地）について、下記のとおり一般競争入札を実施する。
本広告に記載のない事項については当社で定める一般競争入札要綱の規程によるものとする。

平成27年9月2日

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里義雅

1 一般競争入札に付する事項

(1)	工 事 名	沖縄都市モノレール電力弱電線路設備工事(運営基地)	
(2)	工 事 場 所	沖縄県那覇市内	
(3)	工 種	電気工事一式	
(4)	工 事 内 容	運営基地において留置・検査線の拡張に伴い電力及び弱電線路設備等を整備する。	
(5)	工 期	契約締結日の翌日から平成28年12月20日まで	
(6)	発 注 形 態	単体企業または特定建設工事共同企業体	
(7)	資 格 審 査 方 法	事前審査型	
(8)	その他適用のある法令、制度等 〔本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。〕	<input type="radio"/> リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		<input type="radio"/> 最低制限価格制度	予定価格の3分の2 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることできない。
		<input type="radio"/> 全体設計工事	※本工事は、全体設計に係る契約の特則の適用を受ける工事である。

2 特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という）の結成にあたっての要件

(1)	2社又は3社特定JVとする。
(2)	特定JVは自主結成方式とする。
(3)	単体で入札参加資格申請する場合には特定JV構成員となれない。また2つ以上の特定JVの構成員となれない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、2社JVの場合は30%以上、3社JVは20%以上とする。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 単体並びに特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	電気工事業	(1)の業種において建設業法に定める(2)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	許 可 区 分	特定建設業	
(3)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(4)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国又は自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		
(5)	施 工 実 績	対 象 期 間	自 平成10年4月1日 至 平成27年8月20日 左記の期間内に下記の対象工事を請負い、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。
		対 象 工 事	モノレール又は地下鉄の剛性電車線路

(6)	配置予定技術者1	資格区分	1級電気施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を有する監理技術者（主任技術者）を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。
		備考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第7条第2号に該当するものをいう。 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任期間は、平成27年12月1日から工事完成の日までを予定する。 なお、工場製作及び試験調整のみが行われる期間における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。	
(7)	配置予定技術者2	資格区分	沖縄都市モノレール工事指揮者 又は国内の鉄道・モノレール会社が定める同等の資格	<ul style="list-style-type: none"> モノレール施設での作業に際しては左記の資格を有する者を現場に配置すること。 工事指揮者は現場代理人及び主任技術と兼務することができる。 工事指揮者は他社の社員であつてもよい。 ただし、この場合現場代理人及び主任技術者との兼務はできない。

イ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業種	電気工事業	(1)の業種において建設業法に定める(2)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	
(2)	許可区分	一般又は特定建設業		
(3)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であつて、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。			
(4)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国又は自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(5)	配置予定技術者	資格区分	1級又は2級電気工事施工管理技士 又は同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。
		備考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第7条第2号に該当するものをいう。 イ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任期間は、平成27年12月1日から工事完成の日までを予定する。 なお、工場製作及び試験調整のみが行われる期間における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。	

4 入札手続等

(1) 手続き方法	下記(2)により一般競争入札参加資格申請を行い資格審査を経た後、下記(3)の通知で資格が認められた入札参加者により、下記(5)以降により競争入札を実施し落札者を決定する。			
(2) 申請書等の提出	<p>本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下申請書)という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。</p> <p>また、特定JVで申請する場合は、沖縄都市モノレール特定建設工事共同企業体取扱要綱による、特定建設工事共同企業体資格審査申請書(様式1)及び特定建設工事共同企業体協定書(様式2)を本申請と合わせて提出すること。</p> <p>なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。</p>			
	提出期間	平成27年9月2日 から 平成27年9月18日 16時30分まで		
	提出先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール 総務課 (管理棟内) 電話番号 098-859-2630	提出部数	1部
提出方法	原則として、持参によるものとする。			
(3) 入札参加資格の確認結果通知	通知日	平成27年9月25日 までに通知する。		
(4) 設計図書の配布 (図面,仕様書,契約約款等)	期間	自 平成27年9月2日 ~ 至 平成27年9月28日		
	配布方法	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール延長推進室 (管理棟内)にて配布する。		
	問い合わせ先	延長推進室 担当:嘉手納	電話番号	098-859-2792
(5) 入札日時等	持参日時	平成27年9月28日 10:50		
	持参場所	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール総務課 担当:奥平(おくひら)		
	入札の方法	<p>(1)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、上記の持参日時(9月28日10時50分)までに沖縄都市モノレール総務課へ入札書を提出すること。</p> <p>(2)入札書の受付は、平成27年9月25日8時30分からとする。</p> <p>(3)入札書及び工事費内訳書は封緘し表に社名を明記して提出すること。</p> <p>(4)再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。</p>		
	入札に関する注意事項(持参により提出する場合)	<p>(1)入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(2)入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの広告の記載に従い記入すること。</p> <p>(3)代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。</p> <p>(4)落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。</p>		
工事費内訳書の提出	<p>本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>(1)工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に対応する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。</p> <p>(2)契約担当者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。</p>			
(6) 入札の辞退等	<p>一般競争入札参加資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。</p> <p>また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。</p>			
(7) 開札日時	平成27年9月28日(月) 11:00			
(8) 落札者の決定	<p>開札後、予定価格の制限以下で且つ最低制限価格以上の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、当該入札者にくじを引き、落札者を決定する。</p>			

(9) 本入札に係る資料の取り扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。</p> <p>オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の工事において指名の停止等を行うことがある。</p>
-------------------	---

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	○	免除（建設工事における入札保障に関する取扱要綱第2条）
			以下により納付の必要あり（沖縄都市モノレール契約事務規程第30条）
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄都市モノレール契約事務規程第30条及び工事請負契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>		

6 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	<p>落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。</p> <p>病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>		
(2) 入札の無効	<p>本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>		
(3) 支払条件	前金払	各会計年度出来高予定額の30%以内	
	中間前金払	「沖縄都市モノレール中間前金払取扱要綱」による	
	部分払	契約書案のとおり	
(4) 工事保険等の要否	(要) ・ 否	請負業者賠償責任保険、組立保険、火災保険、その他保険に加入すること。保険期間は、原則、工事着工日から工期最終日+14日以上とする。	
(5) 契約締結の時期等	<p>本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。</p>		
(6) 請負代金の変更等	<p>本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p>		
(7) 入札参加者等の遵守事項	<p>入札参加者は、沖縄都市モノレール競争入札要綱及び、工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。</p>		

7 本広告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	<p>沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄県都市モノレール 総務課 098-859-2630</p> <p>担当：奥平(おくひら) mail: okuhira@yui-rail.co.jp</p>	
(2) 上記(1)以外に仕様書等関すること	質問書先	<p>沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄県都市モノレール 延長推進室 TEL:098-859-2792</p> <p>担当：嘉手納 mail: kadena@yui-rail.co.jp</p>	
	提出期間	<p>平成27年9月2日(水)から平成27年9月16日(水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。</p>	
	提出方法	<p>持参、FAX又はメールにより提出すること。 なお、FAX及びメールにより提出する場合は必ず電話により到達確認を行うこと。</p>	
	回答方法	<p>質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所に掲示する。</p>	
	期間	<p>平成27年9月18日(金)から平成27年9月28日(月)まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。</p>	